

日本海・九州西広域漁業調整委員会事務規程

（所掌事務）

第1条 日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法（昭和24年法律第267号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

- 2 委員会は、日本海・九州西海域における資源管理及びこれにかかる漁業調整上必要な事項に関し農林水産大臣から意見を求められたときは、調査審議してこれに答申し、又はこれらに関し必要と認められるときは、農林水産大臣に意見を具申する。

（事務局の所在地）

第2条 委員会の事務局は、水産庁内に置く。

（委員会）

第3条 委員会は、委員29人をもって組織する。

- 2 農林水産大臣は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、学識経験がある者の中から、農林水産大臣が選任する。

（会長及びその職務）

第4条 委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、農林水産大臣が漁業法第153条第3項第3号の委員の中からこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときの会議は、農林水産大臣が招集する。

- 2 会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときは、農林水産大臣）は、在任委員の3分の1以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して委員会の会議を招集すべき旨

の要求があったときは、その要求のあった日から 15 日以内に委員会を招集しなければならない。

3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を公衆の見やすい方法によって公示するとともに、各委員に通知しなければならない。

4 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第 6 条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 委員会の会議は、公開とする。

第 7 条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りではない。

第 8 条 委員は、議題について自由に質疑し、意見を述べることができる。

2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって会長がこれを許可する。

第 9 条 委員会は、必要があると認めるときは、特別の事項に関し参考人から意見を求めることができる。

2 参考人の選定は、委員会の意見を踏まえ、会長が行う。

第 10 条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。ただし、委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。

第 11 条 会長は、次の事項を記載した委員会の議事録を作成するものとする。

- 一 開会、休憩及び散会の年月日、時刻及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 付議事項
- 四 議事
- 五 議決の数

- 六 報告書
- 七 答申書又は具申書
- 八 その他重要な事項

第 12 条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員 2 人以上がこれに署名するものとする。

第 13 条 議事録は、一般の縦覧に供するものとする。

（部会）

第 14 条 委員会は、委員会が置かれた海域内に、日本海北部会、日本海西部会及び九州西部会を置く。

- 2 日本海北部会は、北海道から富山県に面する海域に置き、その海域において完結する事項の処理に関し調査審議するものとする。
- 3 日本海西部会は、石川県から島根県に面する海域に置き、その海域において完結する事項の処理に関し調査審議するものとする。
- 4 九州西部会は、山口県から鹿児島県及び沖縄県に面する海域に置き、その海域において完結する事項の処理に関し調査審議するものとする。
- 5 部会の委員は、委員会の委員の内、次に掲げる者をもって組織する。
 - 一 部会の区域内に設置された海区漁業調整委員会から互選された委員
 - 二 農林水産大臣が選任した漁業者代表委員の内、委員会の会長が指名する委員
 - 三 農林水産大臣が選任した学識経験委員全員
- 6 部会の会議に関し必要な事項は、部会の会議で定める。
- 7 部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。
- 8 委員会は、部会の設置された海域において完結する資源管理の推進に関する調査審議については、部会の調査審議の結果をもって委員会の結果とできるものとする。
- 9 委員会は、部会の議決を尊重するものとする。

（専門部会の設置）

第 15 条 委員会は、その議決により、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、専門の事項の処理に関し、調査審議するものとする。
- 3 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 専門部会の会議に関し必要な事項は、専門部会の会議で定める。ただし、議事については全員の一致により決するものとする。

5 専門部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。

6 委員会は、専門部会の議決を尊重するものとする。

(他の広域漁業調整委員会との協議)

第 16 条 委員会は、委員会の置かれた海域と他の広域漁業調整委員会が置かれた海域に跨って分布回遊する資源、または、委員会の置かれた海域で他の広域漁業調整委員会が置かれた海域の漁業者も利用している資源に関する事項については、当該広域漁業調整委員会と協議を行ったうえ処理するものとする。

2 当該広域漁業調整委員会との協議において、必要な場合には合同の会議を開催することとし、この会議に関し必要な事項は、その都度当該広域漁業調整委員会と協議して定めるものとする。

(規程の改正)

第 17 条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

(庶務)

第 18 条 委員会の庶務は、水産庁において処理する。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

(附則)

この規程は、平成 13 年 10 月 15 日より適用する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、令和 2 年 5 月 21 日より適用する。

この規程は、令和 2 年 12 月 9 日より適用する。

(以 上)